【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 令和3年10月27日

【中間会計期間】 第49期中(自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)

【会社名】 三原京覧開発株式会社

【英訳名】 Mihara Kyoran Kaihatsu Co.,ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役 村 上 公 俊

【本店の所在の場所】 広島県三原市長谷町291番地

【電話番号】 (0848)66-2211

【事務連絡者氏名】 副支配人 柳 佳津弘

【最寄りの連絡場所】 広島県三原市長谷町291番地

【電話番号】 (0848)66-2211

【事務連絡者氏名】 副支配人 柳 佳津弘

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第47期中	第48期中	第49期中	第47期	第48期
会計期間		自 平成31年 2月1日 至 令和元年 7月31日	自 令和2年 2月1日 至 令和2年 7月31日	自 令和3年 2月1日 至 令和3年 7月31日	自 平成31年 2月1日 至 令和2年 1月31日	自 令和2年 2月1日 至 令和3年 1月31日
売上高	(千円)	146,277	129,575	163,465	305,401	307,021
経常利益又は経常損失 ()	(千円)	4,245	10,848	11,281	11,728	14,954
中間(当期)純利益又 は純損失()	(千円)	568,565	11,336	10,793	546,835	27,122
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	94,000	94,000	94,000	94,000	94,000
発行済株式総数	(株)	11,275	11,275	11,275	11,275	11,275
純資産額	(千円)	1,148,587	1,158,980	1,208,231	1,170,317	1,197,438
総資産額	(千円)	2,971,526	2,957,017	2,996,835	2,965,640	2,981,085
1株当たり純資産額	(円)	101,870.23	102,792.06	107,160.17	103,797.47	106,202.94
1株当たり中間(当期)純利益又は純損失 ()	(円)	50,427.03	1,005.42	957.22	48,499.79	2,405.46
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益	(円)					
1株当たり配当額	(円)	無配	無配	無配	無配	無配
自己資本比率	(%)	38.65	39.19	40.32	39.46	40.17
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	27,753	7,410	22,278	37,772	43,783
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,590	2,210	1,247	6,543	2,745
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	20,921	13,629	9,274	26,845	24,725
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	89,222	79,936	116,436	88,364	104,678
従業員数 〔外、平均臨時 雇用人員〕	(人)	15 〔16〕	20 [14]	20 [25]	20 [20]	20 [15]

EDINET提出書類

三原京覧開発 株式会社(E04676)

半期報告書

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 3 当社は、関連会社に対する投資がないので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
 - 4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 - 5 従業員数は、就業人員を表示しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当社には関係会社はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和3年7月31日現在

従業員数(人) 20〔15〕

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
 - 2 臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。
 - 3 当社は、ゴルフ場の経営及びこれに付帯する業務を営む単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けての記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、当社の金融機関からの借入金残高は営業活動からのキャッシュフローに比して高水準にあり、また会員預り金(預託金)は返還請求据置期間を経過しているため請求があれば返還に応じる必要がありますが、すべての請求に対して一括して応じることは困難な状況にあり、係る状況において、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していると認識しております。

こうした状況を解消するため、事業再生プログラムを実施して入場者数の増加、客単価の増加、運営経費の削減・適正化を図った結果、キャッシュフローに一定の改善が得られ、金融機関からの借入金の返済について安定的に実行可能な内容で合意にいたっております。また、預託金についても、償還方法について個別に交渉を続けた結果ほとんどの会員様から分割償還の了承を頂いております。今後もこうした対応を継続してまいりますが、ゴルフ業界を取り巻く環境や近隣コースとの競争環境には厳しいものがあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が完全には解消されていないと認識しています。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

当社には子会社がなくゴルフ場の経営以外行っておりませんので、セグメントの記載はしておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から個人消費は弱含みの動きとなっ

ているものの、企業収益の回復や世界経済の回復を背景とした輸出増加等、一部経済の持ち直しを受けて徐々に回復に向かっております。

中国地方のゴルフ業界においては、入場者が前年比17.7%増加しております。当社は入場者確保対策として、食堂メニューの変更、管理の更なる徹底、来場しやすい雰囲気作り等に取り組んでまいりました。種々のキャンペーンも実施し、リピート客の誘導に全力を注ぎました。結果、入場者は、25,817人(2月~7月)と前年比26.9%増加、売上高は、163,465千円と26%の増加となりました。利益につきましては、経常利益11,281千円(前年同期経常損失 10,848千円)と前年同期比22,129千円改善しており、中間純利益10,793千円(前年同期中間純損失 11,336千円)と前年同期比22,129千円改善しました。下半期も、食堂部門において季節メニューを取り入れ、コース管理の更なる徹底を図り、お客様に楽しく気持ちよいプレーができるよう努力してまいります。販売促進強化、サービスの向上により、入場者数確保に努め利益確保を目指します。

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下資金という)は、前事業年度末に比べ11,758千円増加し、116,436千円となりましたが、当中間会計期間における各キャッシュフローにつきましては、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

入場者確保に全力を注いだ結果、入場者数・売上高共に増加し、営業キャッシュフローはプラスとなっています。

当中間会計期間において営業活動の結果得られた資金は、22,278千円(前年同期7,410千円)となりました。 これは主に減価償却による内部留保と中間純利益の計上によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において、投資活動として支出された資金は1,247千円(前年同期支出額2,210千円)となりました。これは主に有形固定資産の取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動の結果支出された資金は、9,274千円(前年同期支出額13,629千円)となりました。これは長期借入金の返済4,238千円、会員預り金の返還2,980千円、長期未払金の支払2,056千円によるものです。

(収容能力、来場者数、営業収入の状況)

(1) 収容能力

当クラブのコースは、3コース27ホールからなり、すべてのコースを利用すると1日90組、360名の収容が可能ですが、芝生の保護育成のため、また来場者に快適なプレーをしていただくために、平日時には2コースのみの使用とし、土日祝日時には3コース全てを使用しております。

(2) 来場者数実績

第48期 上半期 自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日								上半期 年2月1日 年7月31日			
年月	会員 (人)	ビジター (人)	計(人)	営業 日数 (日)	1日平均 来場者数 (人)	年月	会員 (人)	ビジター (人)	計(人)	営業 日数 (日)	1日平均 来場者数 (人)
2.2	928	2,113	3,041	29	105	3.2	1,622	2,527	4,149	27	153
3	1,048	2,902	3,950	31	127	3	1,741	2,372	4,113	31	132
4	759	1,843	2,602	29	90	4	1,415	2,951	4,366	29	150
5	1,138	2,831	3,969	31	128	5	1,515	3,421	4,936	31	159
6	971	2,387	3,358	28	120	6	1,423	2,573	3,996	30	133
7	989	2,430	3,419	29	118	7	1,212	3,045	4,257	29	146
合計	5,833	14,506	20,339	177	115	合計	8,928	16,889	25,817	177	145
比率	28.7%	71.3%	100.0%			比率	34.6%	65.4%	100.0%		

(3) 営業収入の実績

区分	第48期 上半期 自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日	第49期 上半期 自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日
ラウンドフィー	89,627 (千円)	112,588 (千円)
売店売上等収入	3,091	3,691
食堂売上高	23,552	33,854
会員年会費等収入	12,633	12,653
その他の収入	672	679
合計	129,575	163,465

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

- 1.提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に関する分析・検討内容
- (1)財政状態の分析

(資産の部)

当中間会計期間の資産の部合計は、前事業年度に比較して15,750千円(0.5%)増加し、2,996,835千円となりました。

流動資産は同20,400千円(17.0%)増加し、140,103千円となりました。この主な要因は現金及び預金同等物11,758千円の増加及び売掛金4,475千円の増加によるものです。

固定資産は同4,650千円(0.2%)減少し、2,856,732千円となりました。この主な要因は有形固定資産5,233千円の減少によるものです。

(負債の部)

当中間会計期間の負債の部合計は前事業年度と比較して、4,958千円(0.3%)増加し、1,788,604千円となりました。

流動負債は同10,606千円(27.3%)増加し、49,417千円となりました。この主な要因は前受金12,586千円の増加によるものです。

固定負債は同5,649千円(0.2%)減少し、1,739,188千円となりました。この主な要因は、長期借入金1,364千円の減少及び長期未払金3,938千円の減少によるものです。

(純資産の部)

当中間会計期間の純資産の部合計は、前事業年度の純資産の部合計と比較して10,793千円(0.9%)増加し、1,208,231千円となりました。この主な要因は、中間純利益の計上によるものです。

- (2)キャッシュ・フローの分析
- 「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2)キャッシュ・フロー」に記載のとおりです。
 - (3)経営成績の分析
- 「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりです。

2. 資本の財源及び資金の流動性

当社における資金需要は、主にコースの維持整備にかかる改造費用とコース管理機械や老朽設備の更新です。 事業活動の維持拡大に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保する事を基本方針としており、営業活動・投資活動とも内部資金を財源として行う事を基本としています。なお、今年度において重要な資本的支出の予定はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

サービス業のため特に研究開発活動は行っておりません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間における設備投資の総額は3,163千円(消費税抜き)であり、これらは、車両運搬具の取得2,748千円、機械装置の取得415千円によるものです

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000
計	20,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (令和3年7月31日現在)	提出日現在 発行数(株) (令和 3 年10月27日現在)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,275	11,275	該当事項なし	(注)
計	11,275	11,275		

- (注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 当社は単元株制度を採用していないので、単元株式はありません。
- (2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

発行済株式		式総数(株)	資本金(千円)		資本準備金(千円)	
年月日	発行済株式 総数増減数	発行済株式 総数残高	資本金増減額	資本金残高	資本準備金 増減額	資本準備金 残高
令和3年2月1日 令和3年7月31日		11,275		94,000		644,109

(5) 【大株主の状況】

今和 3	年 7	月31	日現在

氏名又は名称住所所有株式数 (株)発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)耕三寺 弘 三広島県尾道市1151.02山陽建設 株式会社広島県三原市宮沖1丁目13-71100.98株式会社 富士鉄工所広島県三原市中之町1丁目21-3850.75株式会社 ミノリフーズ広島県三原市皆実1丁目24-22650.58今治造船 株式会社広島県三原市幸崎町544-13600.53しまなみ信用金庫広島県三原市港町1-8-1300.27村 井 弘 明広島県尾道市200.18計-4854.30			4 1H 2	<u> </u>
山陽建設 株式会社広島県三原市宮沖1丁目13-71100.98株式会社 富士鉄工所広島県三原市中之町1丁目21-3850.75株式会社 ミノリフーズ広島県三原市皆実1丁目24-22650.58今治造船 株式会社広島県三原市幸崎町544-13600.53しまなみ信用金庫広島県三原市港町1-8-1300.27村 井 弘 明広島県尾道市200.18	氏名又は名称	住所		(自己株式を除 く。)の総数に対 する所有株式数
株式会社 富士鉄工所 広島県三原市中之町1丁目21-3 85 0.75 株式会社 ミノリフーズ 広島県三原市皆実1丁目24-22 65 0.58 今治造船 株式会社 広島県三原市幸崎町544-13 60 0.53 しまなみ信用金庫 広島県三原市港町1-8-1 30 0.27 村 井 弘 明 広島県尾道市 20 0.18	耕三寺 弘 三	広島県尾道市	115	1.02
株式会社 ミノリフーズ 広島県三原市皆実1丁目24-22 65 0.58 今治造船 株式会社 広島県三原市幸崎町544-13 60 0.53 しまなみ信用金庫 広島県三原市港町1-8-1 30 0.27 村 井 弘 明 広島県尾道市 20 0.18	山陽建設 株式会社	広島県三原市宮沖1丁目13-7	110	0.98
今治造船 株式会社 広島県三原市幸崎町544-13 60 0.53 しまなみ信用金庫 広島県三原市港町1-8-1 30 0.27 村 井 弘 明 広島県尾道市 20 0.18	株式会社 富士鉄工所	広島県三原市中之町1丁目21-3	85	0.75
しまなみ信用金庫 広島県三原市港町1-8-1 30 0.27 村 井 弘 明 広島県尾道市 20 0.18	株式会社 ミノリフーズ	広島県三原市皆実1丁目24-22	65	0.58
村 井 弘 明 広島県尾道市 20 0.18	今治造船 株式会社	広島県三原市幸崎町544-13	60	0.53
	しまなみ信用金庫	広島県三原市港町1-8-1	30	0.27
計 - 485 4.30	村 井 弘 明	広島県尾道市	20	0.18
	計	-	485	4.30

(6) 【議決権の状況】 【発行済株式】

令和3年7月31日現在

			<u>マ州3年/月31口現住</u>
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,275	11,275	権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	11,275		
総株主の議決権		11,275	

【自己株式等】

令和3年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
計					

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令 第38号) に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和3年2月1日から令和3年7月31日まで)の中間財務諸表について、公認会計士・浅田勝彦氏により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		(単位:千円
	前事業年度 (令和 3 年 1 月31日)	当中間会計期間 (令和3年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	104,678	116,43
売掛金	7,406	11,88
たな卸資産	1,669	1,85
その他	10,180	14,19
貸倒引当金	4,230	4,26
流動資産合計	119,703	140,10
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	18,639	18,08
構築物(純額)	143,661	138,09
機械及び装置(純額)	1,813	1,94
コース勘定	1,924,799	1,924,79
土地	723,202	723,20
その他(純額)	29,888	30,64 1 2,836,76
有形固定資産合計		
無形固定資産	436	43
投資その他の資産		
その他	263	84
繰延税金資産	18,681	18,68
投資その他の資産合計	18,944	19,52
固定資産合計	2,861,382	2,856,73
資産合計	2,981,085	2,996,83
負債の部		
流動負債		
買掛金	528	88
未払金	14,376	16,62
1年内返済予定の長期借入金	2 9,686	2 7,81
未払法人税等	977	48
その他	13,243	23,60
流動負債合計	38,810	49,4
固定負債		
長期借入金	2 1,208,074	2 1,206,7
会員預り金	450,150	450,15
退職給付引当金	5,238	5,89
株主、役員又は従業員からの長期借入金	5,000	4,00
長期未払金	76,375	72,43
固定負債合計	1,744,836	1,739,18
負債合計	1,783,647	1,788,60
・	1,703,047	1,700,00
株主資本		
	04.000	04.00
資本金	94,000	94,00
資本剰余金		
資本準備金	644,109	644,10
その他資本剰余金	1,075,871	1,075,87
資本剰余金合計	1,719,979	1,719,97
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	616,541	605,74

利益剰余金合計	616,541	605,748
株主資本合計	1,197,438	1,208,231
純資産合計	1,197,438	1,208,231
負債純資産合計	2,981,085	2,996,835

【中間損益計算書】

		(単位:千円)_
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)	(自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)
	<u> </u>	163,465
売上原価	87,534	95,576
売上総利益	42,041	67,890
販売費及び一般管理費	1 44,532	1 48,144
営業利益又は営業損失()	2,491	19,746
営業外収益		10,740
受取利息	0	0
受取配当金	3	3
その他	1,052	1,239
営業外収益合計	1,054	1,242
営業外費用	.,,,,,,	1,212
支払利息	9,188	9,519
支払保証料	180	180
維損失	43	9
営業外費用合計	9,411	9,707
経常利益又は経常損失()	10,848	11,281
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	10,848	11,281
法人税、住民税及び事業税	489	489
法人税等調整額	_	-
法人税等合計	489	489
中間純利益又は中間純損失()	11,336	10,793

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)

(単位:千円)

						(11=1113)
		株主資本				
	次十人 次十年 (本人)		その他利益剰余金	サナ次ナ 人計	純資産合計	
	資本金	資本準備金 その他資	その他資本剰余金	[本判宗金 操越利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	94,000	644,109	1,075,871	643,663	1,170,317	1,170,317
当中間期変動額						
中間純損失()				11,336	11,336	11,336
当中間期変動額合計	-	-	-	11,336	11,336	11,336
当中間期末残高	94,000	644,109	1,075,871	654,999	1,158,980	1,158,980

当中間会計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)

(単位:千円)

		株主資本				
	次士会	次士准件会	スの仏姿士制合会	その他利益剰余金	#+次★△≒	純資産合計
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	繰越利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	94,000	644,109	1,075,871	616,541	1,197,438	1,197,438
当中間期変動額						
中間純利益				10,793	10,793	10,793
当中間期変動額合計	-	-	-	10,793	10,793	10,793
当中間期末残高	94,000	644,109	1,075,871	605,748	1,208,231	1,208,231

【中間キャッシュ・フロー計算書】

	 前中間会計期間	(単位:千円)_ 当中間会計期間
	(自 令和2年2月1日	(自 令和3年2月1日
	至 令和2年7月31日)	至 令和3年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	10,848	11,281
減価償却費	9,887	8,396
退職給付引当金の増減額(は減少)	50	654
貸倒引当金の増減額(は減少)	50	30
受取利息及び受取配当金	3	3
支払利息	9,368	9,699
売上債権の増減額(は増加)	4,948	6,481
たな卸資産の増減額(は増加)	476	186
その他の流動資産の増減額(は増加)	3,008	1,492
仕入債務の増減額(は減少)	57	357
その他の流動負債の増減額(は減少)	16,935	11,000
小計	17,703	33,256
利息及び配当金の受取額	3	3
利息の支払額	9,319	10,004
法人税等の支払額	977	977
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,410	22,278
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,210	663
その他の支出	-	584
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,210	1,247
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	4,927	4,238
会員預り金の返還による支出	2,910	2,980
長期未払金の返済による支出	5,792	2,056
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,629	9,274
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,428	11,758
現金及び現金同等物の期首残高	88,364	104,678
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 79,936	1 116,436

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社の金融機関からの借入金残高が高水準にあり、また会員預り金は返還請求据置期間を経過おりますが、すべての返還請求に対して一括して応じることは困難な状況にあり、係る状況において、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。こうした状況を解消するため、入場者数の増加、客単価の改善、運営経費の削減・適正化等を図ってキャッシュフローを確保するとともに、金融機関の協力を受けて安定的に実行可能な返済条件を得ており、預託金に関しても個別に交渉して分割償還のご了承を頂いております。今後もこうした対応を継続してまいりますが、ゴルフ業界を取り巻く環境や近隣コースとの競争環境には厳しいものがあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が完全には解消されていないと認識しています。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は中間財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 棚卸資産
 - ·評価基準...原価基準
 - ・評価方法...最終仕入原価法
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。{ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。}

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっています。

(3) 無形固定資産

定額法を採用しています。

- 3 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えて、個別の回収可能性を加味して回収不能額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上してます。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付に係る自己都合要支給額に係数(昇給率係数及び割引係 数)を乗ずる方法を適用しています。

4 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

- 5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっています。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む)は次のとおりです。

	前事業年度 (令和3年1月31日)	当中間会計期間 (令和3年7月31日)
有形固定資産の 減価償却累計額	3,031,279千円	3,039,675千円
担保に供されている資産は次のとおりて	ुं वे 。	
	前事業年度 (令和 3 年 1 月31日)	当中間会計期間 (令和3年7月31日)
建物	8,954千円	8,726千円
土地	723,202千円	723,202千円
合計	732,156千円	731,927千円

2 担保に付されている債務は次のとおりです。

	前事業年度 (令和 3 年 1 月31日)	当中間会計期間 (令和3年7月31日)
 長期借入金	1,206,093千円	1,202,873千円

(中間損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 令和 2 年 2 月 1 日 至 令和 2 年 7 月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)
給与手当	9,840千円	9,149千円
減価償却費	1,942千円	1,229千円
水道光熱費	2,665千円	2,540千円
販売促進費	6,115千円	7,061千円
保守管理費	1,760千円	2,355千円
手数料	5,499千円	5,455千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	11,275			11,275
計	11,275			11,275

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

4 配当に関する事項 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	11,275			11,275
計	11,275			11,275

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

4 配当に関する事項 該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和 2 年 2 月 1 日 至 令和 2 年 7 月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)
現金及び預金勘定	79,936千円	116,436千円
現金及び現金同等物	79,936千円	116,436千円

(リース取引関係)

1 ファイナンス リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

ゴルフカート並びにデジタル複合機をリース契約で利用しております。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2 オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 令和2年2月1日 至 令和3年1月31日)

金融商品の時価等に関する事項

令和3年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。 (注)2をご参照願います。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	104,678	104,678	
(2) 売掛金	7,406	7,406	
(3) 未収年会費	7,802	7,802	
資産計	119,886	119,886	
(1) 買掛金	528	528	
(2) 未払金	9,686	9,686	
(3) 1年以内返済予定の長期借入金	14,376	14,376	
(4)長期借入金	1,208,074	1,205,061	3,012
(5)長期未払金	76,375	69,150	7,225
負債計	1,309,038	1,298,801	10,237

(注)1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)売掛金 (3)未収年会費 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

負債

- (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 1年以内返済予定の長期借入金 これらは短期間で決済されているため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳 簿価額によっている。
- (4)長期借入金(5)長期未払金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引い た現在価値により算定している。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
会員預り金	450,150
役員借入金	5,000

会員預り金は、預託金方式会員からの預託金であり、償還時期を見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項には含めていない。

役員借入金は、返済時期が未額定のため時価を把握することが極めて困難と認められることから 金融商品の時価等に関する事項には含めていない。 当中間会計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)

金融商品の時価等に関する事項

令和3年7月31日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を 把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。 (注)2をご参照願います。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	116,436	116,436	
(2) 売掛金	11,880	11,880	
(3) 未収年会費	9,809	9,809	
資産計	138,125	138,125	
(1) 買掛金	884	884	
(2) 未払金	16,625	16,625	
(3) 1年以内返済予定の長期借入金	7,812	7,812	
(4) 長期借入金	1,206,710	1,204,262	2,447
(5)長期未払金	72,436	69,495	2,942
負債計	1,304,467	1,299,078	5,389

(注)1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)売掛金 (3)未収年会費 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

負債

- (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 1年以内返済予定の長期借入金 これらは短期間で決済されているため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳 簿価額によっている。
 - (4)長期借入金(5)長期未払金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引い た現在価値により算定している。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額(千円)	
会員預り金	450,150	
役員借入金	4,000	

会員預り金は、預託金方式会員からの預託金であり、償還時期を見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項には含めていない。

役員借入金は、返済時期が未額定のため時価を把握することが極めて困難と認められることから金融商品の時価等に関する事項には含めていない。

(有価証券等の時価等関係)

有価証券の保有はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引は行っていません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゴルフ場の経営及びこれに付帯する業務を営む単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

	ラウンドフィー	売店収入	食堂収入	会員年会費 等収入	その他の収入	合計(千円)
外部顧客への 売上高	89,627	3,091	23,552	12,633	672	129,575

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

中間損益計算書の売上高は、すべて本邦の外部顧客への売上高のため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

中間貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在している有形固定資産のため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

	ラウンドフィー	売店収入	食堂収入	会員年会費 等収入	その他の収入	合計(千円)
外部顧客への 売上高	112,588	3,691	33,854	12,653	679	163,465

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

中間損益計算書の売上高は、すべて本邦の外部顧客への売上高のため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

中間貸借対照表の有形固定資産は、すべて本邦に所在している有形固定資産のため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和 3 年 1 月31日)	当中間会計期間 (令和3年7月31日)	
(1) 1株当たり純資産額	106,202円94 銭	107,160円17 銭	

項目	前中間会計期間 (自 令和2年2月1日 至 令和2年7月31日)	当中間会計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年7月31日)
(2) 1株当たり中間純利益又は中間純損失()	1,005円42銭	957円22 銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失() (千円)	11,336	10,793
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失 () (千円)	11,336	10,793
普通株式の期中平均株式数(株)	11,275	11,275

⁽注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益又は中間純損失金額()については、転換社債、新株引受権付社債を 発行しておらず潜在株式が存在しないため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1)第48期有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第48期)(自 令和2年2月1日 至 令和3年1月31日)令和3年4月26日 中国財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和 3 年10月23日

三原京覧開発株式会社 取締役会 御中

小西・浅田公認会計士共同事務所 広島県 福山市

公認会計士 浅 田 勝 彦

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三原京 覧開発株式会社の令和3年2月1日から令和4年1月31日までの第49期事業年度の中間会計期間(令和3年2月1日から令和3年 7月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間 キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三原京覧開発株式会社の令和3年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(令和3年2月1日から令和3年7月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、金融機関からの借入金や預託金の残高が高水準であることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に掲載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は反映されていない。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

EDINET提出書類

三原京覧開発 株式会社(E04676)

半期報告書

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。